

## 袴田事件の早期再審開始と無罪の確定を求める決議

2014年3月27日、静岡地方裁判所刑事第1部（村山浩明裁判長）は、袴田事件第2次再審請求に対して再審開始を決定したうえ、袴田巖さんに対する死刑の執行を停止するとともに拘置の執行を停止し袴田さんの身柄を解放した。

この再審開始決定は、DNA型鑑定等の新たな証拠に基づき、確定判決が有罪の有力な証拠としていた「5点の衣類」が犯行時に袴田さんが着用していたものであるという認定に相当程度の疑いが残るとした。その上で決定は、「5点の衣類」が捜査機関の捏造した証拠である疑いがあることを指摘し、「国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない」、「無罪の蓋然性が相当程度あることが明らかになった現在、これ以上、袴田さんに対する拘置を続けることは、耐え難いほど正義に反する状況にある」として、再審の開始に止まらず、袴田さんの身柄を解放した。

これに対し、静岡地方検察庁は、即時抗告期限の3月31日、再審開始決定を不服として東京高等裁判所に即時抗告した。

しかし、無実の袴田さんの身柄を約半世紀に亘り拘束し、無実の罪による死刑執行の恐怖にさらし続けることになった証拠が、捜査機関により捏造された疑いのあるものであることがDNA鑑定等より科学的に明らかにされた以上、早期に再審を開始し、事件の真相を改めて明らかにすることこそが、「公益の代表者」としての検察官の責務であり、再審の開始をいわずらに引き延ばす即時抗告など到底許されるものではない。静岡地方検察庁の即時抗告に対し、怒りをもって抗議する。

また、一刻も早く再審公判を開始し、袴田さんの無罪を早期に確定するため、異議審である東京高等裁判所が検察官の即時抗告を速やかに棄却すべきことを強く求める。

袴田事件は、冤罪の原因が、長期間の身柄拘束下での密室の取り調べによる自白の強要、捜査機関の証拠の隠蔽・捏造等にあることを改めて明らかにした。

袴田事件がもたらした重大な教訓を生かすため、新たな冤罪を生み出さないための刑事司法改革が不可欠であり、取調べ全過程の可視化、捜査機関が収集した手持ち証拠の全面開示等、冤罪を防止するための施策をいち早く実現しなければならない。

自由法曹団は、袴田事件の再審が速やかに開始され、一日も早く袴田さんの無罪が確定するために奮闘する。あわせて、冤罪を防止するための施策の実現のために全力でたたかうことを決意する。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会